

令和8年5月25日

生産者 各位

豊橋農業協同組合  
営 農 企 画 課

令和9年度産地生産基盤パワーアップ事業 事前意向調査について（依頼）

日頃は、農協事業につきまして格別なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、みだしの件につきまして、下記のとおり事前意向調査を行います。期日の短い中誠に恐縮ですが、申請希望のある方は最寄りの事業所までご提出ください。

記

1. 対象年度 令和9年度  
※予算措置のため令和10年度、11年度もあればご要望ください。
2. 対象事業 収益性向上対策（特別枠を含む）及び生産基盤強化対策（全国的な土づくりの展開を除く）  
○収益性向上対策
  - ・整備事業（乾燥調整施設、生産高度化施設等）
  - ・基金事業（生産支援事業、効果増進事業）  
※農業用機械等のリース導入、生産資材の導入等
  - ・特別枠（エネルギー転換枠、スマート農業推進枠等）○生産基盤強化対策
  - ・後継者不在のハウスや樹園地等の生産基盤を新規就農者等に継承する際の再整備・改修、継承ニーズの把握・マッチング等を通じて、産地の生産基盤の強化と円滑な継承を実現する事業
3. 補助率 事業費（税抜き）の1／2以内（※事業メニューにより異なる）
4. チェック表 事前要望等チェック表（添付資料）を事前にご確認ください。
5. 提出書類 添付の「事前意向調査票」をご提出ください。
6. 提出期日 令和8年6月8日（月）まで（期日厳守）  
※最寄りの事業所までご提出ください。
7. その他
  - 1) 県予算措置の基礎資料とするため、検討中のものを含めて幅広く記入ください（詳細な事業内容や事業費が未定の状態でも可）。  
※令和9年度事業は、本調査で要望が挙げられていない場合、事業実施できない可能性がありますので、必ず頭出しください。
  - 2) 本調査は来年度以降の意向を事前に把握するものであり、国の予算措置が確約されるものではありません。
  - 3) ご不明な点がございましたら、最寄りの事業所までお問合わせください。

以上

事業所： 氏名： 利用者CD： 連絡先：  
住 所：豊橋市

提出期日：令和8年6月8日（月）

1 事前意向調査

地区名	取組 主体名	対象 作物名	実施 年度	目標 年度	事業内容	事業メニュー ※リストから選択		総事業費(税抜き、単位:円)			備考
						(収益性・ 生産基盤)	(基金・ 整備)	国費	市町村費	その他	
			R9 R10 R11								
			R9 R10 R11								
			R9 R10 R11								
計											

<記入上の注意>

- ・事業メニューは産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱の別表2を御確認の上、記入してください。
- また、特別枠(スマート農業推進枠、施設園芸エネルギー転換枠、土地利用型作物種子枠)を要望する場合は、該当するものを選択してください。

## 事業要望等チェック表

事業要望時に以下の内容を事前にご確認ください。

区分	具体的な要件・注意事項等
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備や農業機械の導入により、生産量や販売額が定量的に増加することが証明（数値化）することが必要となります。</li> <li>成果目標は現状値から10%程度増加することが必要となります。</li> </ul>
取組主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊橋市内在住で、市税等の滞納がない生産者の方が対象です。</li> <li>青色申告を実施している生産者が対象となります。</li> <li>既事業実施者が新たに事業実施する場合、前回の取組主体計画に定められた<u>成果目標を達成</u>していることが必要です（価格補正は可能）。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設や機械等の<u>単純更新は補助対象外</u>となります。</li> <li>過剰な設備投資等は補助対象外となります。</li> <li>農業機械等をリース導入する場合、機械一式で税別50万円以下のものは<u>補助対象外</u>となります。</li> <li>農業機械等を購入する場合、費用対効果分析が1を上回ることが必要です。</li> <li>農業機械等のリース導入あるいは購入の場合、原則として<u>簡易なビニールハウスが対象</u>となります。</li> <li>整備事業の対象となる施設（低コスト耐候性ハウスや集出荷施設等）はこの事業の対象となりません。</li> <li>納品業者は<u>3社以上の競争見積り</u>により選定することが必要です。</li> </ul>
支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の支払いには、<u>年度内の事業完了</u>が必要です。</li> <li>年度内に事業完了できなかった場合、補助金の支払いができなくなります。</li> <li>農業機械等をリース導入する場合、補助金はリース事業者へ支払われます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施予定地の耕作権を有していることが必要です</li> <li>事業採択後に事業内容が変更となった場合、補助対象から外れます</li> <li>事業完了後に施設等を改造する場合、国の許可が必要となります。</li> <li>会計検査院による<u>会計検査の対象事業</u>となりますので、検査対象となった場合は、各種ご協力をいただきます。</li> </ul>
新規計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規計画と同品目の産地パワーアップ計画が既に存在する場合（目標年度到達前であっても）、既存計画の目標達成が必要です。</li> <li>品目ごとの面積要件（施設野菜5ha／施設花き3ha等）を満たすことが必要です。</li> </ul>